

地域水田農業支援排水対策特別事業 (旧 水田農業経営確立排水対策特別事業)	事業主体 県	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課水利施設保全班
*この事業は継続地区に係る経過措置を除き廃止		

事業の内容

田畠輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から排水条件が不良で転作が困難である地域において排水改良を目的とした施設の整備等を行い、もって地域水田農業ビジョンの実現に資する。

採択基準

- ・地域水田農業ビジョンが定められており、水田の有効利用に向けた方向性が盛り込まれていること
- ・受益地が原則として次のいづれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・受益面積 20ha以上
- ・末端支配面積 5ha以上

事業採択期間

平成16～23年度

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	地域水田農業支援排水対策特別事業	50	30	10	10	H22年度採択地区まで適用